

年次有給休暇取得促進のための行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2 年 6 月 1 日 ~ 令和 7 年 5 月 31 日 までの5年間

2. 内容

目標：年次有給休暇の取得日数を、一人あたり年間平均 12 日以上とする。

<対策>

- 令和 2 年 6 月~ 社員の有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 2 年 8 月~ 取得日数の少ない社員とその上司に面談を行い、取得の増加を促す
- 令和 2 年 10 月~ 各部署において有給休暇の取得計画を策定する
- 毎 年 度 末 その年度の有給休暇の取得状況を確認し、取得日数の少ない社員とその上司に面談を行い、次年度での取得の増加を促す